



令和8年度 宮古島市奨学生募集要項

給付型

【申込み期限】

令和8年3月27日(金) ※17:00必着

【お問い合わせ】

宮古島市教育委員会 教育総務課

〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地

電話:0980-73-1970



令和8年度宮古島市奨学生募集について

この制度は、下地玄信育英基金を活用し、大学等へ進学する能力があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者に対して、修学する為の資金としての奨学金を給付し、地域社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的としています。

1 採用予定数及び給付額

1. 採用予定数：4名
2. 給付額：30,000円（月額）※ただし、予算の範囲内で支給します。

2 申込み資格

- (1) 高等学校、特別支援学校の高等部若しくは専修学校高等課程の最終年次又は高等専門学校の第3学年にある方。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に定める大学（短期大学を含む。）、高等専門学校（第4学年から第5学年までに限る。）及び専修学校（専門課程に限る。）に入学又は進学することが決定している又は見込まれる者。ただし、大学等の別科又は専攻科、通信教育による学部又は学科、大学院及び放送大学は含みません。
- (3) 保護者（日本学生支援機構が実施する給付奨学金制度における生計維持者の基準を準用する。以下同じ。）又は本人が本市に2年以上引き続き住所を有している方であること。
- (4) 保護者又は保護者がいない方については本人が、市・県民税所得割非課税世帯であるか、経済的理由により修学が困難と認められる方であること。
- (5) 出願時までの高等学校における学業成績の評定平均値が5段階評価で4.3以上であること又はこれに準ずると審査会が認める方であること。
- (6) 修学の意欲があり学業成績が優秀であること。
- (7) 高等学校での教育課程において成績優秀者及び品行方正であるとして学校長の推薦を受けた方。
- (8) 宮古島市奨学生給付要綱及び宮古島市奨学生給付審査要領の規定を遵守すること。

3 併用

他制度による給付型奨学金との併用は不可ですが、貸与型奨学金との併用は可とします。ただし、他制度の奨学金制度が併用を認めていない場合がありますので、ご注意ください。

4 申込みにおける必要書類

- (1) 宮古島市奨学生給付願書（様式第1号）※連帯保証人は、保護者と別生計を立てている成年者を選択してください。
- (2) 宮古島市奨学生推薦調書（様式第2号）
- (3) 所得証明書等の提出誓約書兼所得・納税状況調査等の同意書（別添）
- (4) 高等学校等における入学時から卒業（高等専門学校においては第3学年の、専修学校においては高等課程の修了）時までの成績証明書
- (5) 高等学校等の卒業証明書（高等専門学校においては第3学年の、専修学校においては高等課程の修了証明書）
- (6) 本人及び保護者の住民票謄本の写し
- (7) 保護者の所得課税証明書（市役所税務課にて交付）
- (8) 本人、保護者及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- (9) その他教育長が指示する書類

※(4)、(5)については申込み後の提出でも可とします。



5 申込み期間と方法

1. 申込み期限 令和8年3月27日（金） ※17:00必着
2. 申込み方法 必要書類をすべて揃え、郵送または直接担当課へ提出してください。
※郵送の場合、締切日以降の到着分は受付できませんのでご注意ください。
〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地
宮古島市教育委員会 教育総務課 電話 0980-73-1970

6 奨学金の給付

1. 納付期間

令和8年4月から、在学する大学等の履修課程における正規の修業年限とします。ただし、給付決定の期間は1年間を上限とし、年度ごとに審査し、更新するものとします。奨学生は毎年度末（4月14日まで）に成績証明書の提出により、学業成績及び学校生活態度の審査を受ける必要があります。

2. 交付時期

支給方法を以下より選択してください。選択された方法により指定の銀行口座（本人名義）へ、交付月の15日に振込みます。ただし、15日が休日となる月にあっては、15日の直前の金融機関の営業日に振り込むものとします。

- ア 四半期払い（6月、7月、10月、1月）
- イ 半年払い（6月、10月）

3. 納付の打ち切り

奨学生が次のいずれかに該当するときは、その該当するに至った事由の生じた日をもって奨学金の納付を打ち切る場合があります。

- (1) 奨学生が退学したとき。
- (2) 奨学生が死亡したとき。
- (3) 奨学生が給付を辞退したとき。
- (4) 学業成績及び学校生活態度が不良と認められたとき。
- (5) やむを得ない理由がなく卒業の延期が確定したとき。
- (6) 要綱に定める届出義務等を怠ったと認められたとき。
- (7) その他給付を受ける資格がなくなったと教育長が認めたとき。

7 奨学金の返還

奨学生が虚偽の申請又は不正な手段により奨学金を受けた場合、本人及び保護者に奨学金の一部又は全部を返還させます。また、連帯保証人は、本人及び保護者が何らかの理由で奨学金を返還しないとき、奨学生に代わって奨学金を返還する責務があります。

8 選考及び選考結果の通知

出願書類の提出をした者は、大学等に入学又は進級した日から起算して14日以内に、入学又は進級したことを見証する書類を教育委員会に提出する必要があります。

奨学生の選考は、願書とその他必要書類に基づき奨学生審査会にて審査します（4月）。その後、申込みされた全員へ審査結果を文書で通知します。

また、採用された奨学生は、決定通知書と同封される書類（宮古島市奨学金交付申請書、誓約書、その他教育長が必要と認めた書類）に必要事項を記入の上、指定された期日までの提出が必要となります。